⑸　貸付金
　貸付金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。
　また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。
　なお、貸付金のうち、手形貸付については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。
⑹　求償債権
　担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。
⑺　年金譲受債権
　債務者区分及び期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。
　また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としています。

負債
⑴　借入金
　元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。
　なお、民間借入金については、約定期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。
⑵　債券
　貸付債権担保債券及び一般担保債券については、業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっています。
　財形住宅債券については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。
　住宅宅地債券については、将来キャッシュ・フローを見積もり、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しています。
⑶　未払買取代金
　未払期間が短期間であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

金融派生商品
　金融派生商品は、金利スワップ取引であり、割引現在価値により算出した価額によっています。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額16,150,000円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

7　有価証券関係
⑴　満期保有目的の債券

（単位：円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
	国債	394,486,456,414	415,584,550,930	21,098,094,516
	地方債	161,730,022,137	171,457,281,360	9,727,259,223
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	政府保証債	30,753,922,198	31,694,714,800	940,792,602
	社債	237,778,405,820	248,822,172,000	11,043,766,180
	小計	824,748,806,569	867,558,719,090	42,809,912,521
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	421,914,908	420,702,800	△ 1,212,108
	地方債	33,148,388,982	33,130,106,901	△ 18,282,081
	政府保証債	120,606,467,328	120,592,121,500	△ 14,345,828
	社債	158,115,674,417	155,681,805,320	△ 2,433,869,097
	小計	312,292,445,635	309,824,736,521	△ 2,467,709,114
合　計		1,137,041,252,204	1,177,383,455,611	40,342,203,407

⑵　その他有価証券

（単位：円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	1,058,000,000,000	1,058,000,000,000	0

なお、貸借対照表計上額が取得原価を超えるものはありません。

8　重要な債務負担行為
　該当事項はありません。

9　重要な後発事象
　該当事項はありません。

10　不要財産に係る国庫納付等
⑴　不要財産としての国庫納付等を行った資産の概要
　ア　種類
　　現預金
　イ　帳簿価額
　　現預金　1,227,256,483円
⑵　不要財産となった理由
　平成24年度までに措置された出資金等について、上記財産については今後見込まれる事業量のもとでは業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められたためです。
⑶　国庫納付等の方法
　独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の２第１項の規定に基づき、国庫納付等を行いました。
⑷　国庫納付等の額
　1,227,256,483円
⑸　国庫納付等が行われた年月日
　平成25年12月12日
⑹　減資額
　83,530,000円